資料１【４説明】

国民健康保険制度と見附市の国民健康保険について

●国民健康保険制度の概要

国保制度は相互扶助の精神にのっとり、市町村住民を対象として、病気、けがなどの場合に保険給付を行う社会保障制度です。被用者保険や後期高齢者医療など他の保険に加入されない方が加入されます。

平成２９年度までは市町村単位で運営し必要な療養給付費などを保険税（料）や国・県補助などで賄う形で運営していましたが、持続可能な医療保険制度を構築するために、平成３０年度から都道府県が市町村とともに保険者として、財政運営の責任主体となる事で安定的な財政運営や効率的な事業運営の確保等において中心的な役割を担う新たな国保制度が始まりました。

●見附市国保の基礎データ（令和２年度末時点）

被保険者数（加入率）	世帯数	保険給付費	保険税収入
7,537 人（18.92%）	4,810 世帯（31.63%）	2,503,684,961 円	622,352,909 円

●国保運営協議会について

国保事業の運営に関する重要事項を審議するために市町村に設置されるものです。国民健康保険法第 11 条に規定。委員の任命は市長が行い、任期は３年となります。

国民健康保険税の変更など重要事項について市長の諮問に対して審議し、意見を述べることができます。

協議会の開催は概ね年２回（８月、２月）開催。また、毎年８月に朱鷺メッセで国保運営協議会委員研修会（国保中央会や医師の講演）がありますので、ご都合がつけばご出席ください。

●平成 30 年度からの国保財政の仕組み

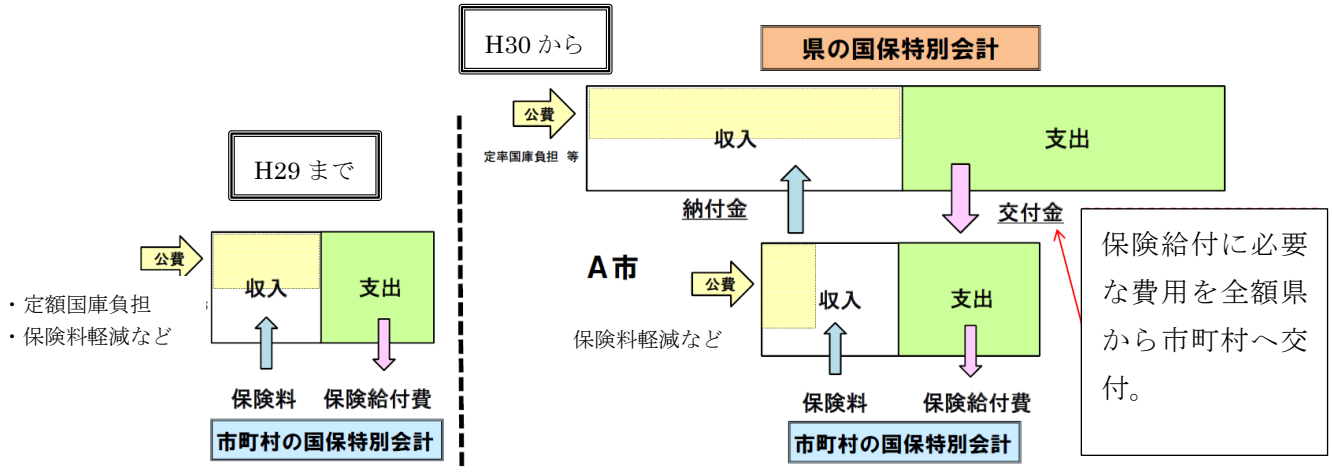

平成 29 年度まで：市単独で保険給付費を支払う為に必要な保険税率を設定。保険税収入と公費（定率国庫負担など）と合わせて保険給付費を賄う。

平成 30 年度以降：市は県から示された納付金を支払う（納付金を支払える保険税率を設定する）。県は市が支払った保険給付費を全額交付金として市へ交付する。

○国民健康保険法施行令

※国保運営協議会部分のみ抜粋

（国民健康保険事業の運営に関する協議会の組織）

第三条　法第十一条第一項に定める協議会（第五項において「都道府県協議会」という。）は、被保険者を代表する委員、保険医又は保険薬剤師を代表する委員、公益を代表する委員及び被用者保険等保険者（高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号。以下「高齢者医療確保法」という。）第七条第三項に規定する被用者保険等保険者をいう。以下この条において同じ。）を代表する委員をもつて組織する。

２　前項の委員のうち、被保険者を代表する委員、保険医又は保険薬剤師を代表する委員及び公益を代表する委員の数は各同数とし、被用者保険等保険者を代表する委員の数は、被保険者を代表する委員の数の二分の一以上当該数以内の数とする。

３　法第十一条第二項に定める協議会（以下この条において「市町村協議会」という。）は、被保険者を代表する委員、保険医又は保険薬剤師を代表する委員及び公益を代表する委員各同数をもつて組織する。

４　市町村協議会は、被保険者を代表する委員の数以内の数の被用者保険等保険者を代表する委員を加えて組織することができる。

５　都道府県協議会及び市町村協議会（次条及び第五条第一項において「協議会」という。）の委員の定数は、条例で定める。

（平二九政二五八・全改）

（委員の任期）

第四条　協議会の委員の任期は、三年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（平二九政二五八・一部改正）

（会長）

第五条　協議会に、会長一人を置き、公益を代表する委員のうちから、全委員がこれを選挙する。

２　会長に事故があるときは、前項の規定に準じて選挙された委員が、その職務を代行する。

令和3年度見附市国民健康保険事業特別会計決算見込み

(単位:円)　4.1.21時点

	歳　　入	予算額	決算見込額	対予算費	
1	国民健康保険税	565,369,000	609,423,195	107.8%	
2	一　般　分	565,179,000	609,186,540	107.8%	
3	医療分現年分	355,389,000	386,258,041	108.7%	
4	支援分現年分	144,750,000	157,593,282	108.9%	
5	介護分現年分	48,240,000	51,526,754	106.8%	
6	医療分滞繰分	10,700,000	8,572,847	80.1%	
7	支援分滞繰分	4,200,000	3,392,216	80.8%	
8	介護分滞繰分	1,900,000	1,843,401	97.0%	現年分収納率96.5%
9	退 職 者 分	190,000	236,655	124.6%	滞繰分30.0%で見込みを計算
10	医療分現年分	10,000	0	0.0%	
11	支援分現年分	10,000	0	0.0%	
12	介護分現年分	10,000	0	0.0%	
13	医療分滞繰分	100,000	140,108	140.1%	
14	支援分滞繰分	30,000	51,161	170.5%	
15	介護分滞繰分	30,000	45,386	151.3%	
16	督促手数料	400,000	0	0.0%	
17	国庫補助金	100,000	1,640,000	1640.0%	
18	災害臨時特例補助金	100,000	1,640,000		見込み
19	県 補 助 金	2,615,380,000	2,614,007,000	99.9%	
20	普通交付金	2,565,380,000	2,565,262,000	100.0%	見込み
21	保険者努力支援	16,820,000	16,825,000	100.0%	**確定**
22	特別調整交付金分	8,660,000	7,400,000	85.5%	見込み
23	県繰入2号	11,520,000	11,520,000	100.0%	見込み
24	特定健康診査等負担金	13,000,000	13,000,000	100.0%	見込み
25	財政安定化基金交付金	10,000	0	0.0%	
26	財 産 収 入	10,000	0	0.0%	
27	一般会計繰入金	329,300,000	332,470,104	101.0%	
28	基盤安定(軽減分)	123,000,000	122,832,272	99.9%	**確定**
29	基盤安定(保険者支援分)	64,000,000	65,535,832	102.4%	**確定**
30	職員給与費等	83,403,000	85,353,000	102.3%	見込み
31	出産育児一時金	5,600,000	5,600,000	100.0%	見込み
32	財政安定化支援事業繰入	53,297,000	53,149,000	99.7%	**確定**
33	基 金 繰 入 金	1,000	0	－	
34	繰　越　金	28,840,000	130,655,172	453.0%	**確定**
35	諸　収　入	6,590,000	9,000,000	136.6%	見込み
36	歳 入 合 計 A	3,546,000,000	3,697,195,471	104.3%	

資料2【報告①】

（単位：円）

	歳　　出			予算額	決算見込額	対予算費	
37	総 務 費			85,353,000	85,353,000	100.0%	予算同額
38	保 険 給 付 費			2,578,167,000	2,578,167,000	100.0%	
39		一般療養諸費		2,560,000,000	2,560,000,000	100.0%	
40			療養給付費	2,221,000,000	2,221,000,000	100.0%	予算同額
41			療養費	18,450,000	18,450,000	100.0%	予算同額
42			高額療養費	320,000,000	320,000,000	100.0%	予算同額
43			高額介護合算	500,000	500,000	100.0%	予算同額
44			移送費	50,000	50,000	100.0%	予算同額
45		退職療養諸費		130,000	130,000	100.0%	
46			療養給付費	100,000	100,000	100.0%	予算同額
47			療養費	10,000	10,000	100.0%	予算同額
48			高額療養費	10,000	10,000	100.0%	予算同額
49			高額介護合算	10,000	10,000	100.0%	予算同額
50			移送費	0	0	－	予算同額
51		審査支払手数料		5,632,000	5,632,000	100.0%	予算同額
52		出産育児一時金		8,405,000	8,405,000	100.0%	予算同額
53		葬 祭 費		4,000,000	4,000,000	100.0%	予算同額
54	国保事業納付金			797,234,000	797,232,211	100.0%	**確定**
55	保 健 事 業 費			53,840,000	53,840,000	100.0%	
56		特定健康診査等		35,493,000	35,493,000	100.0%	予算同額
57		国保普及事業		13,487,000	13,487,000	100.0%	予算同額
58		国保ヘルスアップ事業		4,860,000	4,860,000	100.0%	予算同額
59	基 金 積 立 金			10,000	0	0.0%	見込み
60	諸 支 出 金			30,649,000	30,649,000	100.0%	予算同額
61	予　備　費			747,000	0	－	
62	歳 出 合 計 B			3,546,000,000	3,545,241,211	100.0%	
63	**形式収支** （歳入歳出差引A-B）			0	**151,954,260**		

※歳出34「繰越金」で前年度から1億3,100万円を繰越したうえで形式収支が1億5,200万円なので単年度では約2,100万円の黒字の見込み。

※5,000万円を基金に積み立てる予定（3月補正に計上予定）。

資料３【報告②】

令和4年度国民健康保険税率について

１ 概要

平成30年4月から都道府県が国保財政運営の責任主体となり、都道府県は医療給付費などの必要な経費に充てるため、毎年度市町村から国民健康保険事業費納付金を徴収します。市町村は納付金を納められるだけの税収を確保できるよう、毎年税率を検討しています。県から国民健康保険事業費納付金の額が提示されたことを受け、被保険者数、収納率、新型コロナウイルス感染症の影響等を踏まえ試算を行った結果、税率を据え置いても必要な納付金を賄えることから**現行税率で据え置き**とします。

【R4 新保険税率】(すべて据え置き)

	医療	支援	介護
所得割	7.10%	3.00%	2.70%
均等割	22,200 円	9,100 円	14,700 円
平等割	16,300 円	6,600 円	―

２ 試算結果

【県提示の国保税必要額】:合計 6 億 4500 万円(R3 年度比▲2,300 万円)

医療分	418,160,646 円
後期支援分	172,204,912 円
介護分	53,719,398 円
合計	644,084,956 円

【税率改正の検討】

① 現行税率を据え置いた場合の試算

	徴収額（算定額×96.5%）①	軽減額（市法定補填分）②	合計額 ③＝①＋②	県提示額（必要額）④	過不足額 ③－④
医療	365,435,923 円	70,935,985 円	436,371,908 円	418,160,646 円	18,211,262 円
支援	149,633,615 円	28,964,120 円	178,627,735 円	172,204,912 円	6,422,823 円
介護	47,260,976 円	7,683,690 円	54,944,666 円	53,719,398 円	1,225,268 円
合計	562,330,514 円	107,583,795 円	669,944,309 円	644,084,956 円	**25,859,353 円**

② 新型コロナの影響による所得減少を加味した試算

（国保加入者の所得が 6%減少した想定…税務課の R4 税収見込みより）

	徴収額（算定額×96.5%）①	軽減額（補填分）②	合計額 ③＝①＋②	県提示額（必要額）④	過不足額 ③－④
医療	353,074,610 円	70,935,985 円	424,010,595 円	418,160,646 円	5,849,949 円
支援	144,873,829 円	28,964,120 円	173,837,949 円	172,204,912 円	1,633,037 円
介護	45,792,746 円	7,683,690 円	53,476,436 円	53,719,398 円	▲242,962 円
合計	543,741,185 円	107,583,795 円	651,324,980 円	644,084,956 円	**7,240,024 円**

※所得が 1 割減少するごとに国保税収入見込額が約 3,100 万円減少する計算。
　所得が 1 割減少の場合　▲530 万円（不足）の見込み。
　所得が 2 割減少の場合　▲3,700 万円（不足）の見込み。
※国保加入者には自営業者が多く、新型コロナの影響をより多く受けると想定されるため、税収の下振れリスクへの備えが必要。

【保険税モデルケース（年額）】（単身世帯、40～64 歳、給与収入のみの場合）

軽減対象の区分	収入額の例	保険税額（現行と同額）
均等割 7 割軽減 収入額 98 万円以下	98 万円	36,700 円
均等割 5 割軽減 収入額 126.5 万円以下	126.5 万円	82,380 円
均等割 2 割軽減 収入額 150 万円以下	150 万円	126,260 円
均等割軽減なし 収入額 150 万円超	200 万円	182,820 円

【基金残額について】

・現在見附市国民健康保険事業財政調整基金は **150,654,416 円**保有しており、ある程度の税収減には対応できるが当面は残高を堅持したい。
・国保加入者一人当たり基金残高（R3.8 現在）は 20,198 円で県内 20 市中少ない方から 7 番目。

資料４【報告③】

令和４年度　国保制度の主な変更点について

１．未就学児に係る被保険者均等割額の軽減

少子化対策として子育て世帯への経済的負担軽減の観点から、令和4年度分以降の国民健康保険税について、未就学児（6歳に達する日以後最初の3月31日までの間にある被保険者）の均等割額を5割減額します。世帯所得に応じた軽減措置を受ける世帯の未就学児については、世帯所得に応じた7割・5割・2割の軽減をした後の額から5割を軽減します。

２．国民健康保険税の賦課限度額の引き上げ

近年はほぼ毎年国保税の賦課限度額、軽減判定所得が見直されてきましたが、厚労省方針により令和 3 年度は新型コロナウイルス感染症の影響による景気の動向などが不透明であることなどから、見直しは行わず据え置きとなっていました。

令和4年度は基礎課税額（医療分）の賦課限度額を65万円（現行63万円）に、後期支援分の賦課限度額を20万円（現行19万円）に、それぞれ引き上げられる予定です。

資料5【審議①】

令和4年度　見附市国民健康保険事業運営方針（案）

国民健康保険制度は、地域医療保険制度の中核として市民の健康保持増進、福祉の向上に大きな役割を果たしています。

しかし、国保被保険者の年齢構成や医療費水準は、他の保険と比較して高く、加えて、所得水準が低いという構造的な課題も抱えており、財政運営面では一段と厳しさを増しています。

当市の国民健康保険では、令和3年12月末現在で全市世帯の31.4%にあたる4,762世帯が加入し、総人口の18.7%にあたる7,379人が被保険者となっており、加入世帯数、被保険者数ともに、減少傾向が続く一方で、1人当り医療費は急速に進む高齢化や医療技術の高度化により今後も増加が見込まれます。

こうした状況のもと、平成30年4月からは、国の財政支援の拡充により国保の財政基盤が強化されるとともに、都道府県が財政運営の責任主体となり、安定的な財政運営や効率的な事業運営の確保等において中心的な役割を担う新たな国保制度が始まりました。新潟県においては、県、県内市町村及び国保連合会で構成される新潟県国民健康保険連携会議及び検討部会を設置し、情報共有と連携を図っています。今後も、県と市町村が一体となって、財政運営、資格管理、保険給付、保険税（料）率の決定、保険税（料）の賦課・徴収、保健事業等の事務を共通認識のもとで実施するとともに、事業の広域化や効率化を推進していく必要があります。

今年度の事業運営にあたっては、被保険者への安定的なサービス提供のために、次に掲げる各項目について事業を進めることとします。

1　財政安定化対策

依然として国保財政は厳しい状況が続いていますが、平成30年度から県が財政運営の責任主体となり、県が示す国民健康保険事業費納付金を県へ納付する一方で、保険給付費の全額が保険給付費等交付金として県から交付される仕組みとなっています。

財政安定化のためには適正税率による課税が重要であり、このため税率改正については、県から示される標準税率を参考にしながら毎年度実施することを原則として、改正の要否を検討することとします。

また令和4年度以降も新型コロナウイルス感染症の影響による国保加入者の所得の減少とそれに伴う国保税賦課額（特に所得割）の減少が見込まれますが、それらを考慮のうえ基金等を活用しながら適正な税率の設定に努めます。

2　保険税の収納対策

現状の収納率を維持するため次の収納対策を実施します。

① 滞納分析、財産調査、所在調査を行い、滞納者の実態を把握するとともにその結果に基づき悪質な滞納者に対しては滞納処分を行うなど適正な処理に努めます。

② 滞納額等から勘案して、納税折衝による完納が比較的容易と期待できる滞納者に対しては収納強化期間を設け、短期的かつ集中的な滞納整理を行います。

③ 口座振替による収納は、納期限内納付による収納率向上に寄与するため、一層の推進に努めます。

④ 納付書による納付については、金融機関やコンビニエンスストアの窓口の他、キャッシュ

レス決済での納付により被保険者の利便性を高めます。

⑤　令和４年度　収納率数値目標

現年度分　：96.7%　（令和２年度 実績　97.00%　令和３年度 目標　96.7%）

滞納繰越分：28.0%　（令和２年度 実績　34.94%　令和３年度 目標　28.0%）

３　適用の適正化対策

①　日本年金機構と連携を図り、国民年金第 1 号・第 3 号被保険者資格喪失一覧表を活用し、厚生年金等の資格を取得した者のうち国保と社会保険の保険資格が重複していると思われる者に対して異動手続きを促すものとします。

また、国民年金第 2 号被保険者資格喪失一覧表を活用し、会社等を退職し厚生年金等の資格を喪失した者に対して国保加入の手続きを促すものとします。

②　国民健康保険税の適正賦課及び保険税の軽減適用の適正化を図るため、所得の未申告者に対する申告勧奨を積極的に行います。

４　医療費適正化の推進

①　レセプト点検事務を効率的に行うため、専門事務職員を 3 人雇用し、毎月請求されるレセプトについて診療内容点検、資格、請求点数等の点検業務にあたります。

②　レセプト点検事務の事後処理として再審査請求、過誤調整、不当利得等に伴う返還請求等を行います。

③　レセプト点検から重複受診者等を抽出し、同一疾病について複数の医療機関に受診している者や頻回受診者に対し保健師等による訪問指導を実施します。

④　被保険者への健康に対する啓発や医療費に対する認識を深めてもらうため、国保連合会の共同事業により保険医療機関等で治療を受けた時の医療費を通知します。

⑤　被保険者負担や国保財政負担の軽減の観点から国保連合会の共同事業によりジェネリック医薬品差額通知を年 3 回通知します。また、ジェネリック医薬品希望シールを保険証更新時に全国保世帯に配布します。

５　保健事業の推進

疾病の発症予防あるいは早期発見、早期治療による重症化予防を図り、高齢期を迎えても介護に至らず充実した生活を送ることができるよう次の取組を実施します。

①　平成 30 年度策定の第 2 期データヘルス計画に基づき保健担当部署と連携しながら効率的かつ効果的な保健事業を実施します。

②　人間ドック、脳ドックの費用助成を行います。

名　　称	対　象　者	助成割合	定員（予定）
人間ドック	30 歳以上	料金の 7 割以内	260 名
脳ドック	〃	〃	100 名

③　国保健康だよりの発行など医療費分析結果等を反映させたポピュレーションアプローチの取組を強化します。

④　特定健診の意義は、健診結果から生活習慣病のリスク保有状況や、リスクの将来予測、重症化をしないための生活習慣の改善方法を知り、自分で選択していける事です。そこで特定健

診については節目年齢（40・50・60 歳）の被保険者を対象とした料金の無料化や戦略的な受診勧奨通知の送付、未受診者への戸別訪問等により受診率の向上を図ります。

また、健診結果から受診者自身が体の状態を理解し、生活習慣病の重症化リスクを下げる為に必要な生活習慣の改善ができるよう保健指導の実施を徹底し、改善率の向上を目指します。

６　広報活動の推進

① 国民健康保険制度の周知と健康意識の高揚のため、国保健康だよりの発行（年 3 回 7 月、11 月、3 月）及び市広報、市ホームページへの情報掲載を行います。

② 国民健康保険税の納税通知書の送付（７月）に際し、税額の計算方法や納税に関するお知らせ、口座振替の推進などのチラシを同封し制度の周知を図ります。

７　会議等の予定

月	国民健康保険運営協議会関係	職　員　関　係
4 月		国保担当者会議（県） 国保連携会議財政関係検討部会（県）※以降毎月
5 月		国保初任者研修会（県）
6 月		国保担当者研修会（国保連合会）
7 月		
8 月	県運協連絡会　総会及び研修会 見附市国保運営協議会開催　令和 3 年度決算報告及び事業報告	
9 月		
10 月		第三者行為担当者研修会（国保連合会）
11 月		レセプト点検事務研修会（国保連合会）
12 月		保健事業支援・評価委員会（国保連合会）
1 月		
2 月	見附市国保運営協議会開催　事業計画、予算、令和 5 年度保険税率改正について	
3 月		

令和4年度見附市国民健康保険事業特別会計予算案

（単位:円）

	歳　　入	令和4年度 予算額	令和3年度 当初予算額	比較	前年度比
1	国民健康保険税	533,264,000	565,369,000	△ 32,105,000	94.3%
2	一　般　分	533,084,000	565,179,000	△ 32,095,000	94.3%
3	医療分現年分	335,484,000	355,389,000	△ 19,905,000	94.4%
4	支援分現年分	136,500,000	144,750,000	△ 8,250,000	94.3%
5	介護分現年分	45,500,000	48,240,000	△ 2,740,000	94.3%
6	医療分滞繰分	9,900,000	10,700,000	△ 800,000	92.5%
7	支援分滞繰分	3,900,000	4,200,000	△ 300,000	92.9%
8	介護分滞繰分	1,800,000	1,900,000	△ 100,000	94.7%
9	退 職 者 分	180,000	190,000	△ 10,000	94.7%
10	医療分現年分	10,000	10,000	0	100.0%
11	支援分現年分	10,000	10,000	0	100.0%
12	介護分現年分	10,000	10,000	0	100.0%
13	医療分滞繰分	90,000	100,000	△ 10,000	90.0%
14	支援分滞繰分	30,000	30,000	0	100.0%
15	介護分滞繰分	30,000	30,000	0	100.0%
16	督促手数料	400,000	400,000	0	100.0%
17	国庫支出金	100,000	100,000	0	100.0%
18	災害臨時特例補助金	100,000	100,000	0	100.0%
19	県 補 助 金	2,566,030,000	2,610,520,000	△ 44,490,000	98.3%
20	普通交付金	2,514,930,000	2,565,380,000	△ 50,450,000	98.0%
21	保険者努力支援	20,450,000	16,820,000	3,630,000	121.6%
22	特別調整交付金分	5,010,000	3,800,000	1,210,000	131.8%
23	県繰入2号	11,640,000	11,520,000	120,000	101.0%
24	特定健康診査等負担金	14,000,000	13,000,000	1,000,000	107.7%
25	財政安定化基金交付金	10,000	10,000	0	100.0%
26	財 産 収 入	5,000	10,000	△ 5,000	50.0%
27	一般会計繰入金	321,000,000	325,000,000	△ 4,000,000	98.8%
28	基盤安定(軽減分)	123,000,000	123,000,000	0	100.0%
29	基盤安定(保険者支援分)	65,000,000	64,000,000	1,000,000	101.6%
30	職員給与費等	74,200,000	80,100,000	△ 5,900,000	92.6%
31	出産育児一時金	5,600,000	5,600,000	0	100.0%
32	財政安定化支援事業繰入	53,200,000	52,300,000	900,000	101.7%
33	基 金 繰 入 金	1,000	1,000	0	100.0%
34	繰　越　金	5,000,000	10,000,000	△ 5,000,000	50.0%
35	諸　収　入	10,190,000	6,590,000	3,600,000	154.6%
36	歳 入 合 計 A	3,436,000,000	3,518,000,000	△ 82,000,000	97.7%

資料6【審議②】

（単位:円）

	歳　　出	令和4年度 予算額	令和3年度 当初予算額	比較	前年度比
37	総　務　費	77,541,000	82,050,000	△ 4,509,000	94.5%
38	保 険 給 付 費	2,527,731,000	2,578,167,000	△ 50,436,000	98.0%
39	一般療養諸費	2,510,000,000	2,560,000,000	△ 50,000,000	98.0%
40	療養給付費	2,166,000,000	2,221,000,000	△ 55,000,000	97.5%
41	療養費	18,100,000	18,450,000	△ 350,000	98.1%
42	高額療養費	325,350,000	320,000,000	5,350,000	101.7%
43	高額介護合算	500,000	500,000	0	100.0%
44	移送費	50,000	50,000	0	100.0%
45	退職療養諸費	130,000	130,000	0	100.0%
46	療養給付費	100,000	100,000	0	100.0%
47	療養費	10,000	10,000	0	100.0%
48	高額療養費	10,000	10,000	0	100.0%
49	高額介護合算	10,000	10,000	0	100.0%
50	移送費	0	0	0	#DIV/0!
51	審査支払手数料	5,196,000	5,632,000	△ 436,000	92.3%
52	出産育児一時金	8,405,000	8,405,000	0	100.0%
53	葬 祭 費	4,000,000	4,000,000	0	100.0%
54	国保事業納付金	775,379,000	797,234,000	△ 21,855,000	97.3%
55	保 健 事 業 費	50,066,000	49,562,000	504,000	101.0%
56	特定健康診査等	36,724,000	36,075,000	649,000	101.8%
57	国保普及事業	13,342,000	13,487,000	△ 145,000	98.9%
58	基 金 積 立 金	5,000	10,000	△ 5,000	50.0%
59	諸 支 出 金	5,230,000	10,230,000	△ 5,000,000	51.1%
60	予　備　費	48,000	747,000	△ 699,000	6.4%
61	歳 出 合 計 B	3,436,000,000	3,518,000,000	△ 82,000,000	97.7%

資料6-2【審議②】

国民健康保険事業特別会計予算　項目説明

【歳 入】

歳 入 項 目		説　　明
1	国民健康保険税	国民健康保険事業の運営のため、被保険者から納めてもらう税金
16	督促手数料	保険税が納期限内に納税されない場合に発送する督促状の手数料(100円)
20	県補助金　普通交付金	市国保が支払った保険給付費(一般療養諸費、退職療養諸費、審査支払手数料)の全額を県が負担するもの
21	県補助金　保険者努力支援	保健事業等各国保保険者の取り組み状況に応じインセンティブでもらえる金額が増減する特別交付金
22	県補助金　特別調整交付金分	国の示す取り組みを行った保険者に対し費用額に応じて交付される特別交付金
23	県補助金　県繰入2号	県の交付要綱にもとづく取り組みに対し交付される特別交付金
24	県補助金　特定健康診査等負担金	特定健康診査、特定保健指導の基準費用の2/3を県が負担
25	財政安定化基金交付金	やむをえない事情により保険税収入が不足し県納付金を支払えない場合などに県の財政安定化基金からうける交付金
26	財産収入	基金の運用収益など
27	一般会計繰入金	基盤安定繰入金、財政安定化支援、出産育児一時金、職員給与費等を一般会計から繰り入れるもの
33	基金繰入金	必要に応じ国保財政調整基金から繰入を行うもの
34	繰越金	前年度からの繰越
35	諸収入	延滞金、第三者行為(交通事故等で被害者が国民健康保険を使用した場合、国保で負担した医療費を加害者に請求し収納する)納付金などの収入

【歳 出】

歳 出 項 目		説　　明
37	総務費	国民健康保険事業運営に要する事務費、保険税の賦課徴収に要する費用、運営協議会に要する費用
38	保険給付費	医療給付費の支払いに要する費用
51	審査支払手数料	国保連合会で行うレセプト審査支払に関する手数料
52	出産育児一時金等	被保険者が出産した時に支給する一時金(1件42万円又は40万8千円)
53	葬祭費	被保険者が死亡した時に葬儀を行った人へ支給する費用(1件5万円)
54	国保事業納付金	県が支払う保険給付費等交付金等の費用、後期支援金の費用、介護納付金の費用に充てるため、市町村が県へ納付する
56	保健事業費　特定健康診査等	特定健診・特定保健指導に要する費用
57	保健事業費　国保普及事業	人間ドック・脳ドック費用助成などに要する費用
58	基金積立金	国保財政調整基金に積立てる費用
59	諸支出金	保険税の還付金などに要する費用
60	予備費	緊急的な支出に対応するための予算